

○機能訓練サービス費

基本部分		注	注			注	注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算	サービス管理責任者配置等加算	特別地域加算
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (815単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算		
	(2) 定員21人以上40人以下 (728単位)									
	(3) 定員41人以上60人以下 (692単位)									
	(4) 定員61人以上80人以下 (664単位)									
	(5) 定員81人以上 (626単位)									
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (255単位)	×965/1,000	×70/100							特別地域加算 +15/100
	(2) 1時間以上 (584単位)									
	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (750単位)									
ハ 共生型機能訓練サービス費 (717単位)		×965/1,000	×70/100							1日につき58単位を加算
ニ 基準該当機能訓練サービス費 (717単位)										
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1.001/1,000に相当する単位数を算定する。										
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)									
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)									
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)									
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)									
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)									
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)									
リハビリテーション加算	イ リハビリテーション加算(Ⅰ) (1日につき48単位を加算)									
	ロ リハビリテーション加算(Ⅱ) (1日につき20単位を加算)									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)									
食事提供体制加算	(1日につき30単位を加算)									
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき21単位を加算)				注 同一敷地内の場合	×70/100単位				
	ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)									
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算)				注 地域生活支援拠点等の場合	+50単位				
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)									
社会生活支援特別加算	(1日につき480単位を加算)									
就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下 (1日につき57単位を加算)				注1 前年度において、自立訓練(機能訓練)等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算					
	ロ 定員21人以上40人以下 (1日につき26単位を加算)									
	ハ 定員41人以上60人以下 (1日につき14単位を加算)									
	ニ 定員61人以上80人以下 (1日につき10単位を加算)									
	ホ 定員81人以上 (1日につき7単位を加算)				注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×67/1,000)				注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×49/1,000)				注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×27/1,000)				注3 ニ、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)				注4 指定障害者支援施設において行った場合					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)				イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×68/1,000)					
					ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1,000)					
					ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1,000)					
					ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)					
					ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×8/1,000)				注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計					
					注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可					
					注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1,000)				注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計					
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×36/1,000)				注2 指定障害者支援施設において行った場合					